８　その他

福祉有償運送

対 象 者　　要介護・要支援認定者、各種障害手帳所持者等で単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方。

内　　容　　社会福祉法人など非営利団体が会員登録した対象者を通院、レジャー等を目的に有償で行う移送サービスです。

【問合せ】健康福祉課　社会福祉担当　☎７２－１２２１

高齢者ショートステイ事業

対 象 者　　おおむね６５歳以上で、要介護認定並びに要支援認定によって非該当になった方。

内　　容　　高齢者を抱える家族が、病気や冠婚葬祭などで一時的に家族での介護ができない場合、町が指定する特別養護老人ホームを一時的に利用することができます。

【問合せ】長生き支援課　高齢福祉担当　☎７４－２３２３

施設保護措置

おおむね65歳以上の方で、身体上、精神上又は環境上の事情により、居宅での生活が困難な方で、町が施設保護を必要と判断した場合、養護老人ホームに入所（措置）できます。

なお、使用料の一部負担があります。

【問合せ】長生き支援課　高齢福祉担当　☎７４－２３２３

福祉資金貸付事業

☆　生活福祉資金貸付制度事業（県社協受託）

☆　小川町社会福祉協議会福祉資金貸付事業

【問合せ】小川町社会福祉協議会　☎７４－３４６１

不要入れ歯回収リサイクル事業

社会福祉協議会では不要になった入れ歯を回収して、日本ユニセフ協会を通じて世界中の恵まれない子どもたちへの支援や、小川町の福祉事業に役立てています。

【問合せ】小川町社会福祉協議会　☎７４－３４６１

地域で実施されている福祉事業

○　支部社会福祉協議会推進事業

○　近隣たすけあい活動推進事業

○　敬老等事業

○　ふれあいいきいきサロン事業

【問合せ】小川町社会福祉協議会　☎７４－３４６１

災害対策

○　災害救助訓練事業（赤十字奉仕団と共催）

○　災害対策物品備蓄事業

【問合せ】小川町社会福祉協議会　☎７４－３４６１

募金事業

○　赤い羽根共同募金配分事業

○　歳末たすけあい運動配分事業

○　日本赤十字社社資募集事業

○　災害義援金取扱

【問合せ】小川町社会福祉協議会　☎７４－３４６１

小川町福祉まつり

毎年１０月第４日曜日にパトリアおがわにて福祉まつり実行委員会が中心となって多くの町民福祉団体の参加を行って盛大に開催しています。

【問合せ】パトリアおがわ　☎７４－２３２３

介護マーク貸出事業

町では、介護者等の精神的負担を軽減するため、利用希望者に「介護マーク」を無料で貸出しています。 周囲の人に介護していることを知ってもらいたい時にご活用ください。

活用する例としては、次のような場面が考えられます。

○　病院で診察室に入る際、一見介護が不要に見えるのに介護者と入室するとき。

○　外出先のトイレで付き添うとき。

○　男性介護者が女性用下着を購入するとき。

貸出の概要は次の表のとおりです。

対象者	認知症高齢者等介護保険の要介護・要支援認定を受けている被保険者（小川町）を介護している方
申請場所	・小川町地域包括支援センター　・福祉介護課介護保険担当
交付枚数	被介護者一人につき一枚
必要なもの	・申請者を確認できる書類（運転免許証等） ・介護されている方の介護保険者証等 ※代理申請の場合、委任状

【問合せ】小川町社会福祉協議会　☎７４－３４６１

地域支え合いサービス事業

対象者　概ね６５歳以上で日常生活で援助を必要とする方

内容　　買い物代行や荷物の持ち帰り

　　部屋のそうじ、家具の移動、電球交換、草むしり　など

【問合せ】小川町社会福祉協議会　☎７４－３４６１

コバトンお達者倶楽部事業

対象者　６５歳以上の方

参加方法　①小川町地域包括支援センターか町役場福祉介護課介護保険担当でカードを受け取り、登録店を１か所（又は２か所）選んでください。

②その登録店で買い物などをするとスタンプを押してもらえます。

③３か月以内に１０個のスタンプがたまったら、その登録店から特典をもらえます。

【問合せ】長生き支援課　高齢福祉担当　☎７４－２３２３